

投票環境の向上方策等に関する研究会報告（概要） （高齢者の投票環境の向上について）

平成29年6月

1. 現状と課題

- 在宅高齢者の中には、投票の意思があるにもかかわらず、歩行が困難なため投票所に行くことができない者などがいると考えられる。
- 高齢者の投票機会の確保については、投票所等へのアクセス支援や病院等の入院、入所中の施設における不在者投票のほか、選挙人で身体に重度の障害を持つ者に対しては郵便等投票が認められているが、郵便等投票については、十分に制度が知られていないとの指摘があるほか、要介護5としている対象者を拡大してほしいとの要望もある。

2. 郵便等投票の在り方について

本研究会の本旨が投票環境の向上であることから、「選挙人で身体に重度の障害があるもの」、すなわち、物理的に投票所まで行くことが困難な者を対象とするなどの郵便等投票の対象者に関する基本的な考え方は維持することを前提とし、要介護5の者としている対象範囲について議論。

（1）郵便等投票の対象者について

- 要介護者の寝たきりの状況と要介護度との関係を「障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）」により検証。
 - 要介護5の約97%、要介護4の約87%、要介護3の約半数が「寝たきり」と評価。
 - 「寝たきり予備軍」ともいふべき「準寝たきり」のうち「寝たきり」に近い者も含めると、要介護5で約99%、要介護4で約96%、要介護3で約80%がこれに該当。
- これを踏まえると、要介護4は物理的に投票所まで行くことが困難な類型と考えられ、郵便等投票の対象とすることに異論なし。
- 要介護3については、寝たきりに近い者から必ずしも寝たきりでない者まで幅があるが、本研究会の本旨などを踏まえると、何らかの形で郵便等投票の対象とする方向で一步踏み出していくことが適当。
- 要介護3をどの範囲まで対象にするかは、より厳格に対象者の範囲を考えるのであれば、要介護度に加えて、物理的に投票所に行くことが困難なことを示す付加条件とあわせて対象者を判断することも考えられるが、多くの選挙人や実務担当者の負担が増す等の課題を克服する運用が可能か、十分留意が必要。

こうした実務上の課題を踏まえると、本研究会としては、「寝たきり」等に該当する者が相当の割合に及び、現実には投票所に行くことが困難な者が多数に及ぶと考えられること、選挙人等に分かりやすい制度とするべきことから、要介護3全体を対象とすることが適切と考える。

(2) 公正確保の取組等

- 郵便等投票証明書の活用や自書主義による不正投票の防止など現行の公正確保策は、過去の不正事例を教訓にしたもの。要介護者への郵便等投票の対象拡大後、特段不正事例は見当たらず、現行の取組は一定程度機能していると考えられる。
- このため、現行の取組を徹底して選挙に対する国民の信頼を引き続き確保していくことを第一とし、選挙人本人及び同居の家族など選挙人の近親者に対し、選挙制度の基本を守る仕組みやルールを改めて認識してもらえよう、罰則を含めた郵便等投票の制度を周知徹底していくべき。制度拡大後の運用状況は注視していく必要。
- 郵便等投票制度の対象となる方々が、適時・適切に制度を活用し、投票機会の確保が図られるよう、各選挙管理委員会における啓発・広報の充実とともに、介護福祉部局と連携して周知に努めることが有効。
また、高齢者本人のみならず、その家族やケアマネジャー等、要介護高齢者に日常的に接する機会の多い者に制度を周知すべき。

3. 移動支援等による在宅高齢者の投票環境向上について

- 選挙管理委員会が実施する移動支援や移動期日前投票所等の取組については、先進的な事例などの紹介と併せて、選挙の公正を確保するための留意点を示すことで、更なる横展開を図るべき。
※ また、介護保険制度の訪問介護の利用についても指摘があった。
- 選挙管理委員会による移動支援等や介護保険制度等の既存の制度を活用し、高齢者が投票機会を確保するためには、高齢者本人のみならず、その家族や、ケアマネジャー等の福祉関係者をも対象とした周知啓発を欠かすことはできず、介護福祉部局や関係機関とも協力しながら積極的に行う必要。